平成２３年（フ）第２１６０号
大阪市浪速区幸町２丁目３番37―903号
債務者　南　　由紀
1　決定年月日時　平成23年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２１６４号
大阪市住吉区我孫子１丁目６番２―610号
債務者　遠藤　明子
1　決定年月日時　平成23年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２２８号
北九州市八幡西区馬場山東２丁目７番47号
債務者　吉田みゆき
1　決定年月日時　平成23年４月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第３８号
福島県いわき市郷ケ丘４丁目９番地の15
債務者　波立　一恵
1　決定年月日時　平成23年４月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２３年（フ）第３８０号
東京都八王子市西寺方町607番地
債務者　井津木秀明
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月26日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第７６号
栃木県宇都宮市若草１丁目６番６号　県営若草住宅６号棟５号室
債務者　吉澤　淳子
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月20日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第１５４号
栃木県宇都宮市上大曽町458番地１　リバーサイド東信103、前住所栃木県栃木市城内町１丁目10番８号
債務者　坂田あゆみ
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月20日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第１５９号
栃木県宇都宮市鶴田町1704番地７　カーサ羽黒台103号、前住所栃木県宇都宮市駒生町3367番地52
債務者　鈴木　裕美
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月13日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第１６７号
栃木県鹿沼市草久456番地12
債務者　渡辺　　勇
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月13日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第１６８号
栃木県鹿沼市草久456番地12
債務者　渡辺　延江
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月13日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第１７４号
栃木県小山市駅南町６丁目１番８号　山崎住宅、前住所栃木県小山市駅南町２丁目５番５号
債務者　瘧師　憲一
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月13日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第８号
長野県佐久市春日2727番地
債務者　加藤　浩子
1　決定年月日時　平成23年４月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月８日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２３年（フ）第１１号
長野県南佐久郡小海町大字豊里767番地27、前住所長野県佐久市平賀2401番地５
債務者　岩間　千夏
1　決定年月日時　平成23年４月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月８日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２３年（フ）第３６号
静岡県富士市今泉１丁目17番21号、前住所静岡県富士市今泉2616番地の16
債務者　小川　哲史
1　決定年月日時　平成23年４月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月26日午後１時15分
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第３６３号
東京都調布市多摩川１丁目27番地５石武荘105
債務者　篠原　秀次
1　決定年月日時　平成23年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月10日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１６０号
静岡市葵区西草深町９番15―301号
債務者　須﨑眞奈美
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月７日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部